

参考資料

Substitute Form W-8BEN (Rev. October 2021) U.S. Bank Branch # _____

米国における源泉徴収および税務申告のための 受益所有者の外国籍証明書(個人用)

- 個人が使用すること。事業者は Form W-8BEN-E を使用してください。
説明および最新情報には、www.irs.gov/FormW8BEN (英語版) にアクセスしてください。
このフォームを U.S. Bank にご提出ください。IRS には送付しないでください。



- 以下に該当する場合はこのフォームを使用しないでください。
個人ではない
米国市民、または、米国に居住する外国人個人 (resident alien) を含むその他の米国人である
所得が米国内での取引または事業と実質的に関連していると主張する受益所有者である (個人的なサービス以外)
米国で行われた個人的なサービスに対する報酬を受け取っている受益所有者である
仲介者の役割を担う個人である

注:あなたが FATCA パートナー国(管轄区域)、すなわち、相互主義を有するモデル1 IGA 管轄区域、の居住者である場合、特定の税口座情報がお客さまの居住地の管轄区域に提供される場合があります。

パート I 受益所有者の識別情報(説明書をご参照ください)

Form fields for Part I: 1. Beneficiary name, 2. Nationality, 3. Home address, 4. Mailing address, 5. Tax ID number, 6a. Foreign tax ID, 6b. FTIN check, 7. Account number, 8. Birth date.

パート II 証明

偽証した者は偽証罪によって罰せられることを承知の上で、私は、このフォームの情報を精査し、私の知識と信念の及ぶ限り、それが真実、正確、かつ完全であることをここに宣言します。

- 私は、このフォームに関連するすべての所得または収益の受益所有者である個人(または受益所有者である個人のために署名する権限を持つ者)である、あるいは、第4章の目的のために自分自身について文書化するためにこのフォームを使用します。
このフォームの1行目に記載されている人物は、米国人ではありません。
このフォームは、下記に関連します。
(a) 米国内での貿易または事業活動に実質的に関連していない所得
(b) 米国内での貿易または事業活動に実質的に関連しているが、適用される租税条約により課税対象とならない所得
(c) パートナーシップの実質的関連課税所得に対するパートナーの持分、または
(d) 第1446条(f)に基づく源泉徴収の対象となるパートナーシップ持分の譲渡により実現したパートナーの金額
このフォームの1行目に記載されている人物は、米国とその国との間の租税条約の意味において、フォームの9行目に記載されている条約国(もしあれば)の居住者です。
ブローカー取引または物々交換の場合、受益所有者は説明書に定義される免除外国人となります。

さらに、私は、私が受益所有者である所得を管理、受領、保管する源泉徴収義務者、または私が受益所有者である所得の支出や支払いを行う源泉徴収義務者に対し、このフォームを提供することを承諾します。私は、このフォームに記載された証明が不正確になった場合、30日以内に新しいフォームを提出することに同意します。

内国歳入庁は、米国外の個人としての地位を確立し、該当する場合は源泉徴収の軽減税率を得るために必要な証明以外について、この文書のいかなる規定にもあなたの同意を必要としません。

正式な提出に当たっては、このフォームの英語版に署名してご返送ください。
サービスは英語のみで提供される場合があります。

必要事項をご記入の上、U.S. Bank にご返送ください。Form W-8BEN は、IRS に送付しないでください。

参考資料

米国の住所、米国以外の電話番号を提供せずに米国の電話番号、または米国での出生地など、米国を示す証拠を提供した場合は、証拠書類を提出し、以下のチェックリストまたは陳述書にご記入ください。



外国人であることを証明する証拠書類

氏名と居住地が記載されている政府発行の書類のコピー（外国のパスポートを提供する場合を除く）をご提出ください。提供する政府発行の文書の種類を以下のボックスにチェックし、その写しを本フォームに添付してください。

- | | | |
|-----------------------------------|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 外国のパスポート | <input type="checkbox"/> タイプ/クラス A、B、F、G、I、J、M、または Q
ビザ | <input type="checkbox"/> 米国以外の国の運転免許証 |
| <input type="checkbox"/> 有権者登録証 | <input type="checkbox"/> 外国人登録証 | |

外国人であることを証明するためのチェックリスト（チェックリストに記入する場合は、陳述書には記入しないでください）

該当する場合は、セクション A またはセクション B に記入してください。セクション A、セクション B のいずれにも該当しない場合は、以下の陳述書を記入してください。

セクション A: 具体的なビザの状況

私は、

- 米国の教育機関に在籍するカナダ人学生で、(a) 米国への入学を証明する I-94 記録、または (b) 「E」「J」「M」「Q」ビザのいずれかを保有しています。
- 米国の教育機関に在籍するカナダ人教員、研修員、インターン、または教育・文化交流訪問者プログラムの参加者で、(a) 米国への入国を確認する I-94 記録、または (b) 「J」ビザまたは「Q」ビザを保有しています。
- 米国の教育機関に在籍する学生で、「E」「J」「M」「Q」ビザのいずれかを保有しています。
- 米国の教育機関に在籍する教員、研修員、インターン、または教育・文化交流訪問者プログラムの参加者で、「J」または「Q」ビザを保有しています。
- 米国内の領事館、大使館、国際機関などの外交官として任命された外国人です
- 上記の者の配偶者、または 21 歳未満の未婚の子女です。

セクション B: 実質滞在テスト

実質滞在テストに合致した個人は、税法上、米国の居住外国人 (resident alien) であり、非居住外国人 (nonresident alien) ではありません。現在の暦年の間に少なくとも 31 日間、現在の暦年の日に終了する 3 年間の間に少なくとも 183 日間、米国に滞在していれば、加重平均を使用することにより、その個人は本テストの要件を満たすことになります。

米国に滞在していたのは下記の期間であるため、私は実質滞在テストの要件に合致しません。

現在の暦年（「3 年目」）において ____ 日間

直前の暦年（「2 年目」）において ____ 日間

最初の暦年（現在の暦年の 2 年前）（「1 年目」）において ____ 日間

偽証した者は偽証罪によって罰せられることを承知の上で、私は、このチェックリストの情報を精査し、私の知識と信念の及ぶ限り、それが真実、正確、かつ完全であることをここに宣言します。

正式な提出に当たっては、このフォームの英語版に署名してご返送ください。

サービスは英語のみで提供される場合があります。

外国人であることを証明する陳述書（書面を提出する場合は、チェックリストに記入しないでください）

私の口座に関して、米国の識別情報（例えば、米国の住所、米国以外の電話番号を提供せずに米国の電話番号、または米国の出生地）を提供しているにもかかわらず、以下の理由により、私は外国人とみなされます。

偽証した者は偽証罪によって罰せられることを承知の上で、私は、この陳述書の情報を精査し、私の知識と信念の及ぶ限り、それが真実、正確、かつ完全であることをここに宣言します。

正式な提出に当たっては、このフォームの英語版に署名してご返送ください。

サービスは英語のみで提供される場合があります。

代替 Form W-8BEN の説明書(2021年10月改訂版)

米国における源泉徴収および税務申告のための受益所有者の外国籍証明書(個人用)

特に断りのない限り、条項の参照元は内国歳入法です。

フォームの目的

特定の種類の所得を受け取る場合、以下のために、Form W-8BEN を提出しなければなりません:

- 米国人でないことを証明する、および
- Form W-8BEN が適用される所得の受益所有者であること、または第 1446 条 (a) 項の対象となるパートナーシップの外国人パートナーであることを主張する。

また、第 1441 条に基づく(税率 30%の外国人源泉徴収の対象とならない特定の種類の所得について、国内情報報告およびバックアップ源泉徴収(第 3406 条に基づくバックアップ源泉徴収率での)の例外を主張するために、Form W-8BEN の提出を求められる場合があります。そのような所得には以下が含まれます。

- フローカー収入
- 短期(183 日以内)の割引発行(OID: original issue discount)
- 銀行預金の利子、および
- 外国源泉の利子、配当、賃料、またはロイヤリティ

U.S. Bank は、適切に記入された Form W-8BEN に依拠して、Form W-8BEN に関連する支払いを、支払金額を受益的に所有する外国人への支払いとして処理することができます。該当する場合、U.S. Bank は Form W-8BEN に依拠して、源泉徴収の免除を適用することができます。

所得が支払われる前、または入金される前に、Form W-8BEN を U.S. Bank に提出してください。要求された際に Form W-8BEN を提出しない場合、外国人源泉徴収率 30%または第 3406 条に基づくバックアップ源泉徴収率で源泉徴収される場合があります。

以下に該当する場合は、Form W-8BEN を使用しないでください。

- 外国籍であることを示す文書化をしている、第 4 章に該当することを証明する文書化している、あるいは、条約上の互惠を主張する外国籍の法人である。この場合は、Form W-8BEN-E を使用してください。
- 米国民(米国外に居住している場合も含む)またはその他の米国人(居住外国人個人(resident alien)を含む)である。この場合は、Form W-9 を使用して米国人であることを証明してください。
- 外国の仲介者として行動している(つまり、自分自身のアカウントのためではなく、代理人、受取名義人、またはカストディアンとして他人のアカウントのために行動している)。この場合は、Form W-8IMY を使用してください。
- 米国内で行われた独立または従属的な個人向けサービスに対する報酬に対する源泉徴収の免除を主張する非居住外国人(nonresident alien)である。この場合は、Form 8233 または Form W-4 を使用してください。
- パートナーシップを通じて配分される場合を除き、米国での貿易または事業と実質的に関連する所得を受け取っている。この場合は、Form W-8ECI を使用してください。Form W-8BEN を提出した所得が実質的に関連する場合、これは状況の変化であり、そのような所得に関しては Form W-8BEN は無効となります。この場合は、Form W-8ECI を提出しなければなりません。

U.S. Bank への Form W-8BEN の提出。 Form W-8BEN は内国歳入庁(IRS)には送付しないでください。代わりに、U.S. Bank に提出してください。支払いが行われる前、口座に入金される前、または割り当てられる前に、Form W-8BEN を U.S. Bank に提出してください。本フォームを提出しない場合、U.S. Bank は税率 30% (第 3 章および第 4 章に基づく)、バックアップ源泉徴収率、または第 1446 条に基づく適用率で源泉徴収をしなければならない場合があります。U.S. Bank から複数の種類の所得を受け取り、それに対して異なる免除を申請する場合、U.S. Bank は異なる種類の所得ごとに Form W-8BEN の提出を要求する場合があります。

注:あなたが他の一人以上の人と共同で所得または口座を所有している場合、所有者全員から Form W-8BEN または Form W-8BEN-E が提供された場合に限り、U.S. Bank はその口座を支払いの受益所有者である外国人の所有物として扱います。ただし、U.S. Bank が共同所有者のいずれかから Form W-9 を受け取った場合は、支払いは米国人に対しなされたものとし、その口座は米国口座として扱われなければなりません。

フォームの有効期限について。 一般的に、Form W-8BEN は、状況の変化によりフォーム上の情報が不正確にならない限り、フォームに署名した日から 3 暦年の最終日まで、外国人としての地位を確立するために有効となります。例えば、2015 年 9 月 30 日に署名された Form W-8BEN は、2018 年 12 月 31 日まで有効です。

状況の変化。 状況の変化により、提出した Form W-8BEN の情報が正しくなくなった場合は、状況の変化から 30 日以内に U.S. Bank に通知し、新しい Form W-8BEN または他の適切なフォームを提出しなければなりません。外国人であることを証明するために Form W-8BEN を使用する場合、米国内の住所への変更は状況の変化に該当します。一般的に、同じ国内での住所変更、または他の外国への住所変更は、状況の変化には該当しません。Form W-8BEN を提出した後に米国民または居住外国人(resident alien)となった場合、第 1441 条に基づく 30%の源泉徴収率、または第 1446 条に基づく外国人パートナーの実質的関連所得に対する源泉徴収税の対象ではなくなります。米国民または居住外国人になった日から 30 日以内に、U.S. Bank に通知しなければなりません。Form W-9 の提出を求められる場合があります。詳細については、Form W-9 とその説明書をご覧ください。

受益所有者。 所得の受益所有者とは、一般的に、米国の税法上、確定申告においてその支払いを総所得に含めることが要求される人物を指します。ただし、受取名義人、代理人、カストディアンとして所得を受け取っている場合、または取引への参加が無視されるいわゆるパイプ役である場合には、その人物は所得の受益所有者には該当しません。所得に該当しない金額が支払われた場合、受益所有者は、その支払いが所得であるかのように判定されます。

具体的な記入方法

パート I

1 行目。 氏名をご記入ください。

2 行目。 国籍をご記入ください。二重国籍の方は、本フォームを記入する時点で国籍と居住地が一致する国をご記入ください。市民権を持つどの国にも居住していない場合、直近で居住していた国をご記入ください。ただし、米国民の場合は、他の管轄区域で市民権を保有していても、このフォームには記入しないでください。このフォームではなく、Form W-9 をご提出ください。

3 行目。 居住地の住所とは、所得税を申告する目的であなたが居住者であることを主張する国の住所です。金融機関の住所、私書箱、または郵送専用の住所などは記入しないでください。どの国にも税務上の居住地がない場合、居住地はあなたが通常居住する場所となります。番地を使用しない国に居住している場合は、3 行目に記述的な住所を記入することができます。住所は、管轄区域で使用されている方法で、あなたの居住地を正確に示す必要があります。

4 行目。 郵送先住所は、3 行目に示した住所と異なる場合のみ記入してください。

5 行目。 社会保障番号(SSN)または個人用納税者番号(ITIN)をお持ちの方は、こちらにご入力ください。

6a 行目。 6a 行目に、3 行目に記載した納税地の管轄区域で発行された外国納税者番号(FITIN)を記載する必要がありますが、以下の場合は不要です。

- 米国領土の居住者である場合、または
- あなたの居住地の管轄区域が、IRS の「外国納税者番号非発行リスト」www.irs.gov/businesses/corporations/list-of-jurisdictions-that-do-issue-foreign-tins (英語版)に記載されている場合。また、6b 行目のチェックボックスのいずれかの要件を満たす場合は、6a 行目の FITIN を記入する必要はありません。

6b 行目。 居住地の管轄区域から FITIN を取得する法的義務がない場合(当該管轄区域が TIN を発行しない場合を含む)、この 6b 行目のボックスにチェックを入れることができます。このボックスをチェックすることにより、6a 行目で FITIN を提供しなかったことに対する説明を提供したものとみなされます。6a 行目に FITIN を記入する必要がない理由をさらに説明したい(あるいはその他の説明をしたい)場合は、このフォームの余白に記入してください。

7 行目。 口座番号が記載されている場合があります。

8 行目。 生年月日をご記入ください。ご記入の際は、MM-DD-YYYY の形式を使用してください。例えば、1956 年 4 月 15 日生まれの場合は、04-15-1956 と入力します。

パート II

Form W-8BEN は、源泉徴収対象金額の受益所有者または外国金融機関(FFI)の口座名義人(または本人に代わって行動する法的権限を持つ代理人)が署名し、日付を記入する必要があります。Form W-8BEN を受益所有者または口座名義人の委任状に基づいて行動する代理人が記入する場合は、適切なフォームによる委任状、または代理人に本人を代表してフォームを作成、実行、提示する権限を明確に与える文書の写しをフォームに添付する必要があります。Form 2848 をこの目的のために使用することができます。また、代理人は、受益所有者のために署名する能力を有することを示すボックスにチェックを入れなければなりません。受益所有者または口座名義人と同様に、代理人も、誤記、虚偽、または不正なフォームについて規定された罰則の責任を負う可能性があります。

詳細については、IRS の Form W-8BEN の説明 www.irs.gov/pub/irs-pdf/iw8ben.pdf (英語版)をご覧ください。